

令和元年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(表面)

料金後納
郵便

親展

様

大切なお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管してください。

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 様
住 所

令和元年中(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 元 年 1 0 月 1 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印

令和元年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
(ご参考)		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納付された保険料額です。
 ●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
 ●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
 ・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
 ・令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 ・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年	納付対象月												
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は令和元年中に納付された月を、「見」は令和元年中に納付が見込まれる月を示しています。
 ●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
 ●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
 ●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。


XXXX XXXX XXXX

社会保険料控除の申告の際は、こちらから切り取ってご使用ください。

切り取らないでください。

令和元年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(裏面)

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ

 **0570-003-004**

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京)03-6630-2525

＜受付時間＞
月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常通話料金がかかります。
○「03-6630-2525」の番号からおかけになる場合は、通常通話料金になります。
○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけたりして間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

- 毎月の口座振替を早割にするとお得です。
口座振替なら早割制度(当月保険料の当月引落)があり、毎月の保険料額が50円割引となります。
- 保険料を口座振替で前納されると、もっとお得です。
前納は6カ月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末がお申し込みの期限です。
- 詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載していますのでご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/>

「ご案内は内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
- ご家族の保険料も控除の対象となります。
・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証)の添付等が義務付けられています。
- 年内に納付された保険料は今年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。あとから納付された保険料分の「領収証」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
・領収証をなくされた方、再発行をご希望の方は、左記の『ねんきん加入者ダイヤル』までご連絡ください。

2年前納(現金・クレジットカード納付)ができるようになりました！
口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約が便利です！

ご本人用(控) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 様
基礎年金番号
令和元年中(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりです。
(令和元年9月30日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	<input type="text"/>	円
(ご参考)			
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	<input type="text"/>	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	<input type="text"/>	円

年	月	納付対象月															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				

おまかせ

おまかせ